

みえの国観光大使制度実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、三重県にゆかりのある者を通じて、本県の魅力、良さを広く国内外にPRするため設置する「みえの国観光大使」（以下「観光大使」という。）の制度の実施に関し必要な事項を定める。

(対 象)

第2条 観光大使は、次の各号に掲げる者を対象とする。

- (1) 本県の出身者
- (2) 本県に相当期間勤務もしくは居住したことのある者
- (3) 本県の事業等でゆかりがある者
- (4) その他、前3項と同等に第5条に定める活動を行うことができると認められる者
- (5) 知事が特に必要と認める者

(委 嘱)

第3条 知事は、前条の対象者で、第5条に定める活動を行う意欲を有する者の中から、適当であると認める者を観光大使として委嘱することができる。

なお、委嘱は、委嘱状を交付して行う。

2 観光大使は、無報酬とする。

(任 期)

第4条 観光大使の任期は3年とする。

(活 動 等)

第5条 観光大使は、必要に応じて、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 県の観光PR
 - (2) 県の観光施策に対する、意見、提言
 - (3) (公社)三重県観光連盟のホームページへの県内外の情報掲載
 - (4) その他、知事が必要と認める活動
- 2 県は、観光大使が前項の活動を行うため、「みえの国観光大使」の名刺や本県の観光情報を提供するなど必要な便宜を図るよう努めるものとする。

(事務局)

第6条 観光大使制度に関する事務は、三重県雇用経済部観光局観光政策課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、観光大使制度の実施について必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

第2条 この要綱の施行に伴い、三重県観光大使設置要綱は廃止する。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。